

天童市電気自動車用急速充電器利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道の駅天童温泉に設置する電気自動車用急速充電器(以下「急速充電器」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 急速充電器の設置場所は、次のとおりとする。

道の駅天童温泉駐車場 天童市楸ノ町二丁目3番41号

(利用時間)

第3条 急速充電器の利用時間は、1月1日を除く日の午前9時から午後5時30分までとする。

ただし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める場合は、急速充電器の利用時間を変更し、又は利用を制限することができる。

(利用料金)

第4条 急速充電器の利用に係る料金は、当分の間無料とする。

ただし、維持管理にあたって協力金を受けることができる。

(利用の拒否)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、急速充電器の利用を拒否することができる。

(1) 電気自動車の充電以外の目的で急速充電器を利用すること。

(2) 前号のほか、市長が急速充電器の利用に支障があると認めるとき。

(利用の制限)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定された駐車スペース(以下「充電スペース」という。)の枠外に電気自動車を駐車し、急速充電器を利用すること。

(2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。

(3) 駐車中の他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。

(4) 急速充電器を利用する充電以外の目的で充電スペースに駐車すること。

(5) 充電が完了したにもかかわらず、充電スペースに駐車し続けること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、急速充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用者等に対する指示)

第7条 市長は、急速充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき理由により急速充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(免責事項)

第9条 利用者は急速充電器を自己責任の元で利用するものとし、市は充電中の事故又は急速充電器の利用に伴う車両への損害について、その責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、急速充電器の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。